



平成 27 年 5 月 8 日

各 位

会社名 O a k キャピタル株式会社
代表者名 代表取締役会長兼 CEO 竹井 博康
(コード番号 3113 東証第二部)
問合せ先 取締役管理本部長兼経理財務部長 秋田 勉
(TEL. 03-5412-7474)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月8日開催の取締役会において、平成27年6月25日開催予定の当社第154期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 今後機動的な資本政策を図るため、現行定款第6条（発行可能株式総数）について、発行可能株式総数を現行の8,600万株から増加し、1億5,000万株に変更するものです。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第28条および第38条の一部を変更するものです。なお、第28条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線__は変更部分を示します。)

現行	変更後
第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>8,600</u> 万株とする。	第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1億5,000</u> 万株とする。
第 28 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を	第 28 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u> との間に、任務を怠

<p>限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第 38 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第 38 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

3. 日程（予定）

- ① 取締役会決議日 平成27年5月8日（金）
- ② 定時株主総会決議日 平成27年6月25日（木）
- ③ 定款変更効力発生日 平成27年6月25日（木）

以 上